

第 5 8 号議案

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中 「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を
「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同項第 7 号中
「1, 2 0 0, 0 0 0 円以上 1, 9 0 0, 0 0 0 円未満」を
「1, 2 0 0, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0, 0 0 0 円未満」に改め、
同項第 8 号中「1, 9 0 0, 0 0 0 円以上 2, 9 0 0, 0 0 0 円
未満」を「2, 0 0 0, 0 0 0 円以上 3, 0 0 0, 0 0 0 円
未満」に改め、同項第 9 号中「2, 9 0 0, 0 0 0 円以上
4, 0 0 0, 0 0 0 円未満」を「3, 0 0 0, 0 0 0 円以上
4, 0 0 0, 0 0 0 円未満」に改め、同条第 2 項中「所得の少ない」
を「前項第 1 号に掲げる」に、「前項第 1 号に該当する者の」を
「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における」に改める。

第 8 条 第 1 項 本文中「延滞金」の次に「（その金額に 1 0 0 円未
満の端数があるとき、又はその金額が 1, 0 0 0 円未満であるとき

は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) 」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、これを徴収しないことができる。

第14条及び第17条中「第1号」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第7期介護保険事業計画の実施に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めること。
- 2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定すること。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者		同 左	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第5段階	基準額	基準額	基準額	同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者		同 左	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		同 左	
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者		同 左	
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者		同 左	

- 3 罰則及び調査権の対象者を「第1号被保険者」から「被保険者」に改めること。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の保険料から適用すること。